

路面下空洞調査に関する懇談会 開催要領

第 1 目的

平成 29 年度から実施している路面下空洞調査が令和 3 年度で 5 年が経過することから、これまでの調査状況や課題を整理するとともに、この間に確認された空洞や陥没の事案などを踏まえ、今後の調査方針を策定すべく、専門分野（交通工学、地盤工学、道路工学、舗装工学）の学識経験者から意見聴取を行うため、「路面下空洞調査に関する懇談会」（以下、「懇談会」という）を開催する。

第 2 議題

懇談会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 路面下空洞調査に関すること。

第 3 構成

- (1) 懇談会は、委員 4 名をもって構成する。
- (2) 委員は、学識経験者等の中から建設部長が選定する。

第 4 運営

- (1) 懇談会は、必要に応じて建設部長が召集し、主催する。
- (2) 懇談会に議事進行役として座長を置き、建設部長がこれを指名する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 建設部長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第 5 報償費等

- (1) 懇談会の実施に対し、道は委員に報償費及び旅費を支給する。
なお、第 4 (4) で出席を求めた委員以外の者についても同様とする。
- (2) 報償費及び旅費の額は、北海道特別職職員給与等に関する条例第 6 条別表 2 に定める額に準じる額とする。

第 6 その他

- (1) 懇談会の事務は、建設部土木局道路課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、建設部長が定める。